

**介護保険料の
説明会へ
どうぞ**

月日	会場
9月4日(火)	南部公民館・土崎公民館
9月5日(水)	東部公民館・北部公民館
9月7日(金)	中央公民館・西部公民館

65歳以上のかたの介護保険料が10月から正規の額になります。保険料についてよく理解していただくため、上記の日程で説明会を開きます。説明会はいずれも午後2時～4時です。お近くの会場へどうぞ。

10月から納める半年分の保険料の例

段階	対象者	10月から保険料 ()は月額平均
第1段階	世帯全員が市民税非課税の 老齢福祉年金受給者など	10,739円 (1,789円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の 世帯員	16,108円 (2,684円)
第3段階	市民税課税者がいる世帯の 市民税非課税者	20,877円 (3,479円)
第4段階	市民税課税者 (所得が250万円未満)	26,247円 (4,374円)
第5段階	市民税課税者 (所得が250万円以上)	31,616円 (5,269円)

問い合わせ

介護保険課 ☎(866)2069

10月から正規の保険料になります

**9月中旬に保険料の
納入通知書をお送りします**

市では、六十五歳以上のかたに、九月中旬、介護保険料の納入通知書をお送りします。今回は、来年三月までの半年分(本算定)です。九月までは保険料を半額に軽減していましたが、十月からは、正規の保険料額になります。

介護保険料は、介護を社会全体で支えていくための重要な役割を担っています。納付は、納期限の七日前まで(年金から天引きされるかたは毎月十九日まで)申請してください。

なお、災害などの理由により保険料の減免を希望されるかたは、納期限の七日前まで(年金から天引きされるかたは毎月十九日まで)申請してください。

保険料の納め方

保険料の納め方は、金融機関(郵便局を除く)の窓口で納める「普通徴収」と、年金から天引きされる「特別徴収」の二種類があります。

普通徴収(納付書での納付)

老齢年金・退職年金が年額18万円未満のかた
遺族年金・障害年金だけのかた
納入通知書と納期ごとの納付書をお送りします。すでに口座振替の申し込みをされているかたには、納付書が付きません。

普通徴収のかたは、口座振替が便利です。口座振替の手続きは、納入通知書と預金通帳、印鑑を持って、金融機関の窓口へどうぞ。

特別徴収(年金から天引き)

老齢年金・退職年金が年額18万円以上のかた
引き落としをする年金の名称などを記載した納入通知書をお送りします。年金から自動的に引き落とされるのは、納付・振替の手続きは必要ありません。

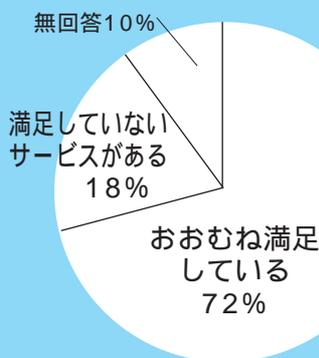
老齢年金などが年額十八万円以上のかたでも、六十五歳になった年や、秋田市に転入された場合、普通徴収になります。特別徴収に切りかわるのは翌年度の十月分からです。

在宅サービスの利用者にかきました

平成13年3月に実施したアンケート調査の結果では、在宅サービスの利用に満足しているかたが7割を占めました。

あまり満足していないかたの中には、慣れたヘルパーがときどき変わる、ショートステイの食事の量が少ない、事業所と各家庭とのコミュニケーションがほしいなどの声がありました。不満や疑問があるときは遠慮なくケアマネージャーに相談し、解決しましょう。

サービス利用の満足度は?



グラフ3 秋田市の介護保険の認定者数

